

監査結果公表第1号

地方自治法第242条第1項の規定により令和7年12月22日付けで提出（12月23日に到達）された住民監査請求について、その結果を決定したので、次のとおり公表する。

令和8年1月14日

四日市市監査委員	樋 口 孝
同	嶋 田 宜 浩
同	小 林 博 次
同	山 口 智 也

本件請求については以下のとおり判断し、却下します。

1 請求人 (略)

2 請求の要旨

「令和7年12月22日付け四日市市職員措置請求書(再監査請求書)」に基づくと、概ね以下のようない要旨であると解される。

令和7年11月10日付け提出（11月11日に到達）した住民監査請求に対する監査結果について、事実認定及び法的評価に重大な欠落があるため、再度の監査を求める。

平成15年6月9日付け請求人名義の生活保護申請は請求人の意思に基づくものではなく、かつその後取り下げられていることから、当該生活保護申請を前提として行われた生活保護費の支給決定及びこれに付随する財務会計処理は、地方自治法第242条第1項の違法または不当な財務会計上の行為に該当する。

また、住民監査請求における1年の期間制限について、当該生活保護申請や手続きの実態を請求人が知らなかったことや、面接記録票の内容や行政手続上の瑕疵が最近になって確認できたことは、地方自治法第242条第2項但し書きの「正当な理由」に該当することから、期間制限を理由とした却下は適用されない。

よって、請求人は、四日市市長（以下、「市長」という。）に対し、当該生活保護申請を前提として行われた財務会計処理の手続き上の瑕疵、適法性及び妥当性について再度監査を行うことを求める。

3 判断の理由

本件請求は、令和7年11月10日に提起（11月11日に到達）され、同年12

月 19 日付けてその監査結果を示した住民監査請求と、同一の請求人が同一の財務会計行為を対象として提起されたものである。既になされた住民監査請求を再度行うことの可否について、昭和 62 年 2 月 20 日最高裁判決では、「地方自治法（以下「法」という。）242 条 1 項の規定による住民監査請求に対し、同条 3 項の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、右監査の結果に対して不服があるときは、法 242 条の 2 第 1 項の規定に基づき同条の 2 第 2 項 1 号の定める期間内に訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相当である。」と判示している。したがって、同一住民が、住民訴訟を提起することなく、先に住民監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実を対象として、再度住民監査請求を行うことは、いわゆる「一事不再理の原則」により、不適法な監査請求といえるため、本件請求は却下する。